

# 黒磯那須共同火葬場の設置等に関する条例

(昭和39年条例第1号)

改正 平成6年9月21日条例第1号 平成9年

2月14日条例第1号

平成17年1月1日条例第1号 平成21年

3月25日条例第14号

平成23年3月1日条例第1号 平成29年

3月27日条例第1号

(設置)

第1条 黒磯那須共同火葬場組合同規約（平成20年栃木県指令市町村第997号）第3条の規定に基づき、火葬場を設置する。

(火葬場の名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
那須聖苑	那須郡那須町大字高久甲1254番地1

(開場時間等)

第3条 那須聖苑の開場時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、開場時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 次に掲げる日は、那須聖苑の休場日とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 1月1日及び1月2日

(2) 管理者が休場日として規則で定める日

(3) 前2号のほか、管理者が特に必要と認める日

(使用の許可)

第4条 那須聖苑を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 管理者は、那須聖苑の管理を運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 火葬に関する業務
- (2) 那須聖苑の敷地及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、住民等の利用に供しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条及び第4条の規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。この場合において、第3条及び第4条の行為を行おうとする指定管理者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

第7条 管理者は、指定管理者に那須聖苑の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 那須聖苑の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 申請の資格
- (6) 使用料に関する事項
- (7) 前年度における利用者数、決算その他運営状況

(指定管理者の指定の申請)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、当該指定について管理者に申請しなければならない。

- (1) 那須聖苑の事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の選定)

第9条 管理者は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 住民等の平等利用を確保した那須聖苑の運営ができる団体であること。
- (2) 事業計画書の内容が那須聖苑の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

(4) その他管理者が別に定める事項

2 管理者は、那須聖苑の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合、前条の規定による申請がなかった場合、前項各号のいずれにも該当する団体がない場合その他管理者が特に必要と認める場合は、那須聖苑の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができることを認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項の場合において、管理者は、選定しようとする団体と事業計画等についてあらかじめ協議するものとする。

(指定管理者の指定)

第10条 管理者は、前条の規定による選定をしたときは、議会の議決を経て当該議決に係る団体を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第11条 指定管理者の指定を受けた団体は、那須聖苑の管理を開始するまでに管理者と那須聖苑の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後4月30日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用の状況

(2) 使用料の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして管理者が定める事項

(業務報告の聴取等)

第13条 管理者は、那須聖苑の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第14条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、黒磯

那須共同火葬場組合（以下「組合」という。）は、その賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった那須聖苑及びその設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第16条 指定管理者は、故意又は過失により那須聖苑又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。ただし、管理者は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（秘密保持義務）

第17条 指定管理者及び那須聖苑の管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、那須聖苑の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか那須聖苑の管理運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の黒磯市那須町共同火葬場組合条例第3条の規定による火葬場使用の許可は、改正後の黒磯市那須町共同火葬場組合条例第3条の規定による火葬場使用の許可とみなす。

附 則（平成9年2月14日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の黒磯市那須町共同火葬場組合条例第3条の規定による火葬場使用の許可であって、この条例の施行日以後の日を火葬場の使用日とするものは、この条例による改正後の黒磯市那須町共同火葬場組合

条例第3条の規定によりされた使用の許可とみなす。

附 則（平成17年1月1日条例第1号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の条例の規定により使用許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月1日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	単 位	使 用 料 区 分			
		使用者又は死亡者が那須塩原市又は那須町に住所を有する者		左記以外の者	
		火葬炉	待合室	火葬炉	待合室
12歳以上	1体	5,000円	1室につき 5,000円	15,000円	1室につき 10,000円
12歳未満	1体	3,000円		10,000円	
死産児	1胎	2,000円		5,000円	
身体の一部	1個	2,000円		5,000円	